

熊本市郷土文化財を募集しています！

～熊本市郷土文化財制度～



1. 熊本市郷土文化財制度とは？

この制度は、地域で大切にされている文化資源を郷土文化財に認定し、**地域の宝**として顕彰することで、次世代を担う子どもたちをはじめ幅広い世代の市民が、郷土への誇りと愛着を深めることで**後世への継承**を行い、**まちづくりへ活かす**ことを目的としています。

文化資源 + 活動 = 郷土文化財

2. 認定されるとどうなるの？

認定書を交付し、郷土文化財を市のホームページ上で紹介したり、看板を設置する等して市内外に広く情報発信します。また、活動団体の相談内容に応じて保存・活用に助言を行います。（詳細は裏面Q2参照）

3. 従来の文化財保護制度と何が違うの？

①幅広い範囲をカバー

文化財類型に該当するものだけでなく、**地域に根差す生活文化等の文化資源も対象**とします。（詳細は裏面Q3参照）

②緩やかな保護制度

従来の保護制度の許可制と異なり、現状変更等は**事前の届出によって可能**です。（詳細は裏面Q1参照）

③情報発信による活動支援

市役所・区役所でも郷土文化財を広く情報発信して、活動団体を支援します。

4. 応募したい地域の文化資源がある場合

応募は、**文化資源の保存・活用を行う活動団体からの**受付となります。裏面をご確認のうえ、応募前に必ず文化政策課にご相談ください。

【お問合せ先】

熊本市文化市民局 文化創造部 文化政策課(市役所8F)

☎096(328)2039

✉bunkaseisaku@city.kumamoto.lg.jp

※事前相談は、必ずお電話にてお願いいたします。

Q 1. 熊本市郷土文化財と、熊本市指定文化財の違いは？

A 1. 主な違いは以下の通りです。



制度の区分	指定等の要件とその目的	制約等	助成等
熊本市指定文化財	市民にとって重要な文化財を指定し、保存活用する	管理義務有 現状変更や修理等に許可が必要	保存修理や防災に係る経費の補助等の支援有
熊本市郷土文化財	地域で大切にされている文化資源を認定し、後世への継承とまちづくりへの活用を図る	管理の努力義務有 現状変更や修理等は届出により可能	管理等に必要な経費は所有者等の負担

Q 2. 財政的な支援はあるの？

A 2. 郷土文化財の保存・管理は、認定される前と同様、所有者、活動団体による管理をお願いします。

市役所からの支援内容はホームページや市政だより等での情報発信や看板の設置、管理上の助言となります。

例えば、修理等の経費については、所有者もしくは申請者の相談内容に応じて民間等の助成制度等のご紹介もいたします。

Q 3. どんなものが郷土文化財の対象になるの？

A 3. 以下のリストに全て該当するものが郷土文化財の対象になり、申請資格を有します。

- ☐ 文化資源が、法や条例による指定等※1を受けていない
- ☐ 文化財の各類型※2に該当する、もしくは地域に根差す生活文化※3等
- ☐ 文化資源そのものや由来に、独自性もしくは地域的特色がある
- ☐ 文化資源が成立してからおおむね50年以上が経過している
- ☐ 現在、文化資源の保存・継承・啓発活動を団体で行っている
- ☐ 地域で、文化資源の保存・継承・啓発活動をおおむね20年以上行っている
- ☐ 保存・継承・啓発活動団体は会則を有する



文化資源



活動



郷土文化財

※1… 文化財保護法、熊本県文化財保護条例、熊本市文化財保護条例の規定による指定、登録、選択、選定及び認定

※2… 文化財の各類型は以下の通り

有形文化財：建造物、絵画、彫刻、工芸品、古文書、考古資料、歴史資料 等

無形文化財：芸能、陶芸、染織等のわざ

有形民俗文化財：風俗慣習、民俗芸能、民俗技術に用いられる衣服、家屋 等

無形民俗文化財：風俗慣習、民俗芸能、民俗技術

記念物：遺跡、名勝地、自然

文化的景観：棚田、里山、集落 等

伝統的建造物群：宿場町、城下町、洋風建築群 等

文化財の保存技術：屋根瓦葺、玉鋼製造等の技術 等

※3… 茶道、華道、書道、食文化、伝承地、その他の生活に係る文化



Q 4. 認定までの流れ

A 4. 必要書類の提出後、文化政策課が調査を行い、熊本市文化財保護委員会への諮問、答申を経て認定します。認定後には認定書を交付します。

※認定の例 託麻新四国八十八ヶ所巡り（令和3年認定）

託麻新四国八十八ヶ所巡りは、四国八十八ヶ所巡りを模して大正15年（1926）に託麻三山一帯に開設された八十八ヶ所の札所を巡ることです。

現在は84ヶ所の札所が地域で大切に守り伝えられており、毎年4月にたくま八十八ヶ所巡り実行委員会主催で集団巡礼が開催されています。

地域に根付いた文化資源が地域で大切に継承されており、令和3年7月に郷土文化財第一号として認定されました。

